

介護報酬の請求に係る留意点等について

平成 27 年 3 月 12・13 日

栃木県国保連合会 介護福祉課

I. 介護給付費等の請求について

1. 介護給付費等請求の流れ(簡易版) 1
2. 介護報酬請求書等送付書の記載について..... 3
3. CD・FD 等媒体の提出について..... 2
4. 介護報酬請求書等インターネット請求までの流れ(簡易版) 5
5. 介護報酬請求書等インターネット請求までの流れ(代理人簡易版) 7

II. 介護給付費等請求に係る返戻等の対応について

1. 介護保険審査増減単位数通知書の対応..... 9
2. 請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表の対応..... 11
3. 請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表の事例..... 18

III. 参考資料

1. 【参考】居宅サービス利用パターン..... 26
2. 月途中で要介護状態区分が変更された場合の請求について..... 27
3. 介護報酬請求における費用額・保険請求額・利用者負担額の計算方法..... 29
4. 介護職員処遇改善加算における単位数の計算方法..... 30
5. 区分支給限度基準額..... 36

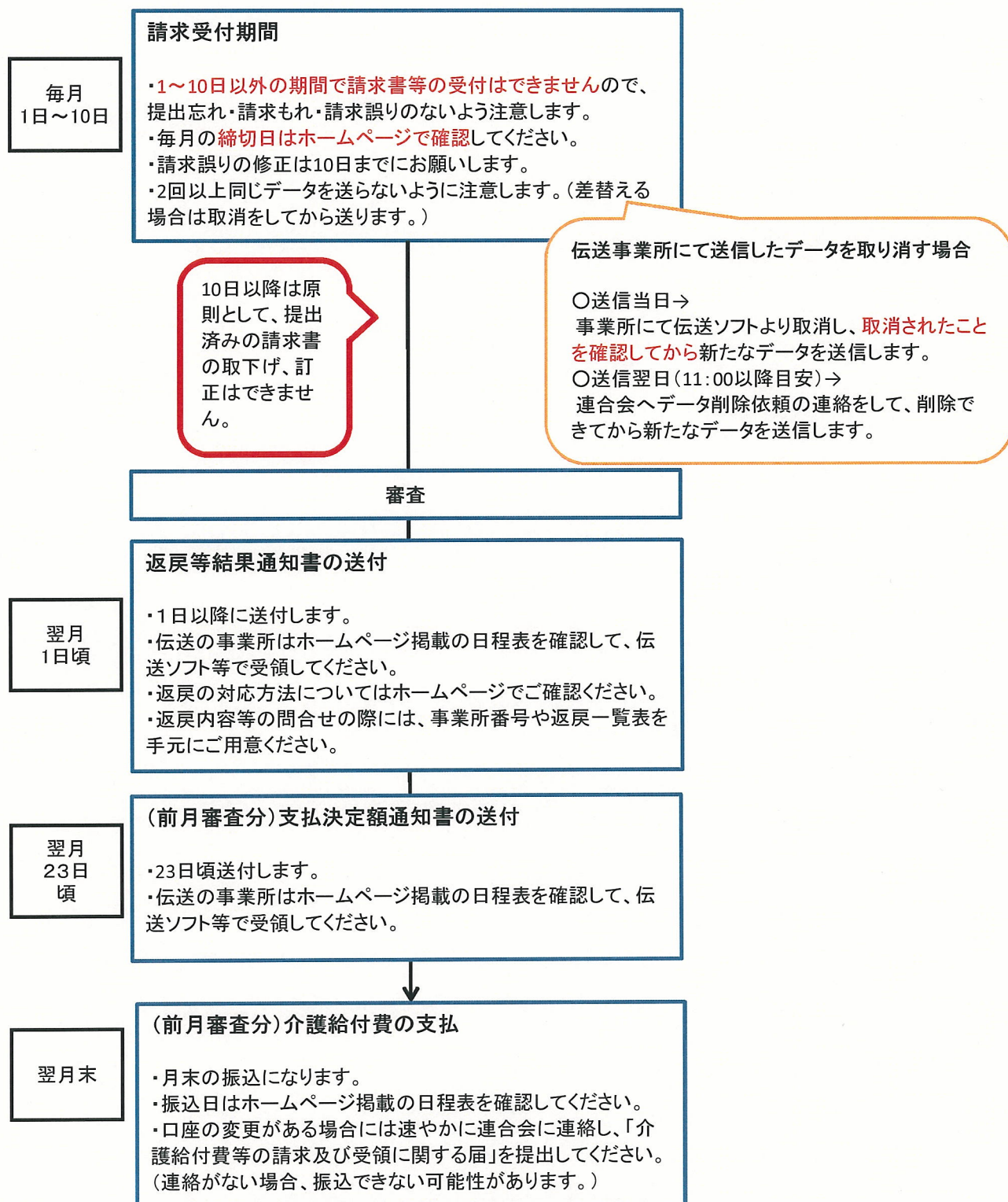
IV. その他

1. 平成 27 年度における介護報酬改定及び介護保険制度改正等の対応について..... 37

I. 介護給付費等の請求について

1. 介護給付費等請求の流れ(簡易版)

介護給付費等の請求を始めるにあたっては、[栃木県国保連合会ホームページ掲載の介護給付費請求の手引き](#)や市販の請求の手引きを必ずご覧くださいようお願いします。

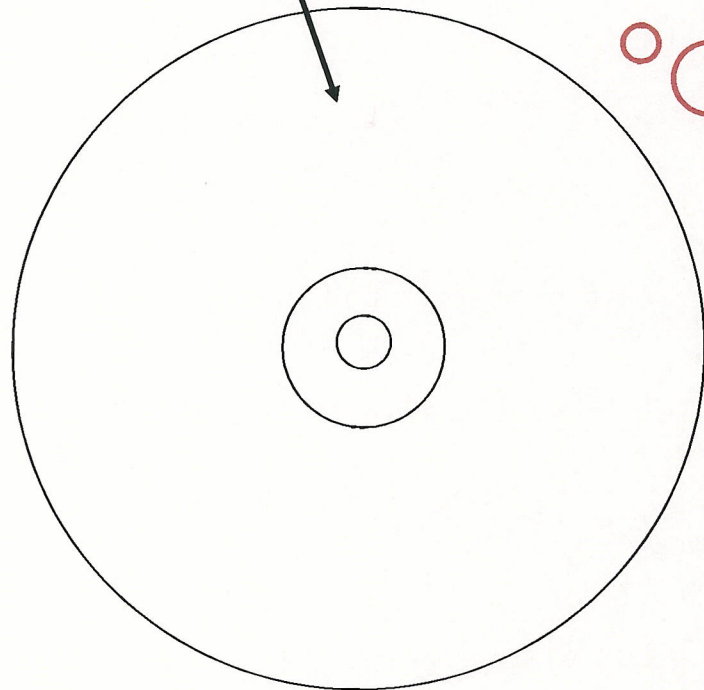


2. CD・FD等媒体の提出について

※媒体の種類にかかわらず、すべて以下のように記載する(CDでもFDでも同じ)

事業所番号 : 09XXXXXXXX
事業所名称 : ○○○○○○○○
サービス提供月 : 平成XX年XX月分
提出年月日 : 平成XX年XX月XX日
媒体枚数 : XX枚中XX枚目
電話番号 : XXX-XXX-XXXX
(提出先) 栃木県国保連合会

事業所番号 : 「09」から始まる10桁の事業所番号
事業所名称 : 請求する事業所の名前
サービス提供月 : 請求するサービス提供月
※月遅れ請求がある場合は「平成XX年XX月～平成YY年YY月」と記載
提出年月日 : 提出する年月日
媒体枚数 : 「1枚中1枚目」と記載
※2枚以上になる場合は「2枚中1枚目」・「2枚中2枚目」のように記載
電話番号 : 事業所の連絡先



注意点

- ・1事業所につき1枚(事業所ごとにわけて)の提出をお願いします。
- ・CD-Rの場合にはラベル(シール)を貼付せず、手書き(マジック等)またはプリンタで印字して必要事項を記載してください。(シールを貼ると読み込みできない可能性があります。)
- ・CD-Rを傷から守るため専用ケース・不織布ケース等に入れて提出をお願いします。
- ・請求可能な媒体はCD-R・FD・MO等です。(USB不可)

3. 介護報酬請求書等送付書の記載について(媒体での請求)

(介護事業所用)

介護報酬請求書等送付書

介護報酬請求書等受領書

事業所番号 : 0 9 1 0 1 2 3 4 5 6

事業所番号 : 0 9 1 0 1 2 3 4 5 6

連合会に提出する媒体に○を付けてください。 ※記載以外の媒体は受け付けません。		主治医意見書 作成料請求書	事業所番号は必ず「10桁の英数字」をご記載ください。
提出物	媒体 (FD・MO (CD-R)) 1 枚	ファイル名 12345678 .CSV 987654 .CSV .CSV .CSV .CSV .CSV .CSV	

(※提出物欄に提出媒体枚数及びファイル名をご記入下さい。)

連合会に提出する媒体の枚数をご記載ください。

受付

連合会に提出する媒体に格納した 全てのファイルの名称をご記載ください。

○その他注意事項

- ・1事業所につき1枚にまとめてご提出ください。
- ⇒ 月遅れ分は、当月の合計件数とまとめてご記載ください。
- ⇒ 帳票(紙)の提出と媒体の提出の両方がある場合も同一の用紙にご記載ください。

受付印

※郵送での送付の場合、受領書は返送いたしませんのでご了承ください。

栃木県国民健康保険団体連合会介護福祉課

3. 介護報酬請求書等送付書の記載について(帳票での請求)

(介護事業所用)

介護報酬請求書等送付書

介護報酬請求書等受領書

事業所番号 : 0 9 1 0 1 2 3 4 5 6

事業所番号 : 0 9 1 0 1 2 3 4 5 6

請求明細書(紙) 5 件	給付管理票(紙) 件	主治医意見書 作成料請求書 10 件
介護給付費明細書 (様式第二～様式第十)の 合計件数をご記載ください。	給付管理票(様式第十一)の 合計件数をご記載ください。 ※総括票は含まない。	主治医意見書作成料請求書の 合計件数をご記載ください。 ※総括票は含まない。
		.CSV
		.CSV
		.CSV
		.CSV

事業所番号は必ず「10桁の英数字」をご記載ください。

○その他注意事項
 ・1事業所につき1枚にまとめてご提出ください。
 ⇒ 月遅れ分は、当月の合計件数とまとめてご記載ください。
 ⇒ 帳票(紙)の提出と媒体の提出の両方がある場合も
 同一の用紙にご記載ください。

(※提出件数・提出媒体枚数)

連合会使用欄	
受付	確認

受 付 印

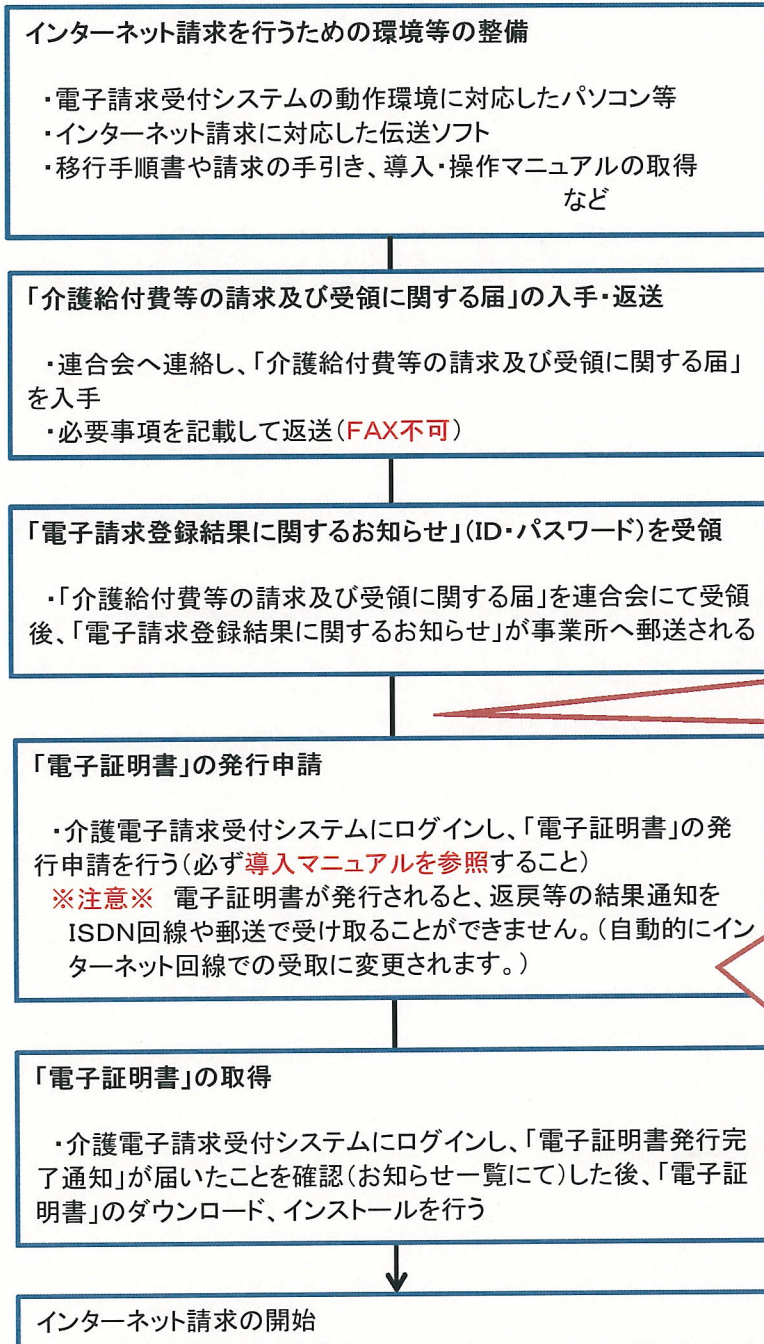
※郵送での送付の場合、受領書は返送いたしませんのでご了承ください。

栃木県国民健康保険団体連合会介護福祉課

ナ

4. 介護給付費等インターネット請求までの流れ(簡易版)

インターネット請求を始めるにあたっては、栃木県国保連合会ホームページ掲載の詳細な流れと手順書や各種マニュアルを必ずご覧いただくようお願いします。



介護電子請求ヘルプデスク
電話: 03-3985-3277
050-3388-7065

介護伝送ソフトヘルプデスク
電話: 03-5391-5622
(国保中央会伝送ソフトの場合)

代理人請求をする場合は、「代理人申請電子請求受付システム」にて申請書類を作成し、連合会へ送付する

一度発行した電子証明書は利用の有無にかかわらず、証明書発行手数料は返金できませんので、**事業所個別**に証明書を発行するのか、**代理人**として証明書を発行するのか注意し、取得してください。

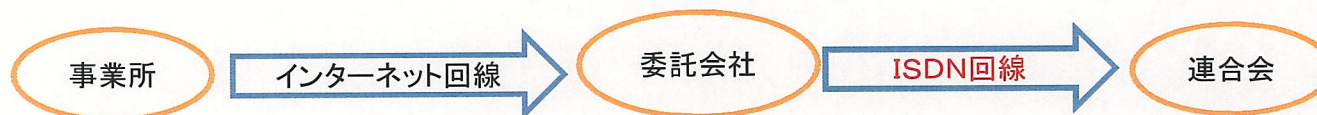
有効期間: 3年間

- ・介護・障害共通証明書 (代理人のみ) 13,900円
- ・介護保険証明書 13,200円

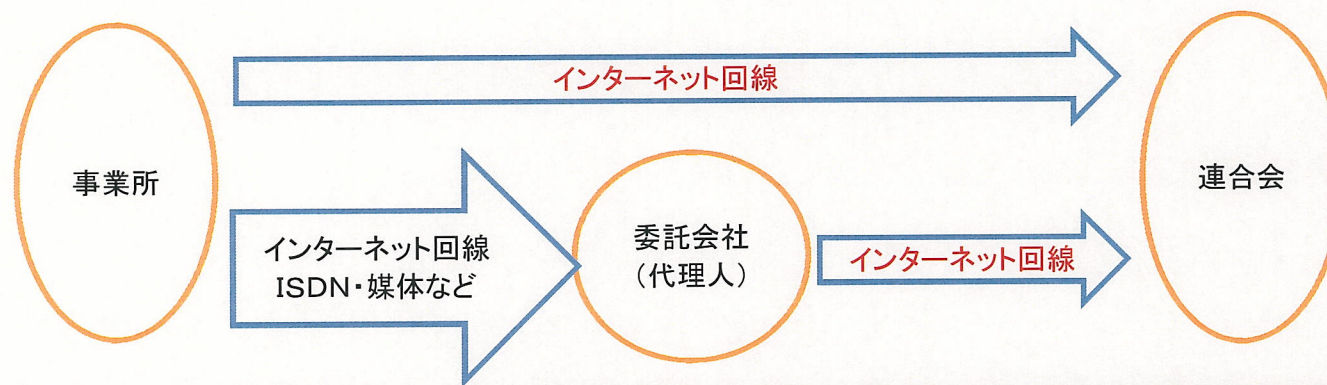
※ 連合会 = 栃木県国保連合会

【参考】 「介護給付費等の請求及び受領に関する届」に係る請求方法について

以下の流れの場合、請求方法はインターネットではなくISDNでの請求になります。
「介護給付費等の請求及び受領に関する届」では**伝送 (ISDN)**を選択します。



以下の流れの場合、請求方法はインターネットになります。
「介護給付費等の請求及び受領に関する届」では**伝送 (インターネット)**を選択します。



※ 委託会社を経由しての請求を行う場合、委託会社と連合会間の接続が「ISDN」と「インターネット」のどちらになるのか必ずご確認ください。

5. 介護給付費等インターネット請求までの流れ(代理人簡易版)

インターネット請求を始めるにあたっては、栃木県国保連合会ホームページ掲載の詳細な流れと手順書や各種マニュアルを必ずご覧いただくようお願いします。

代理人の対象者

①同一事業者 ……複数の事業所を経営していて、本部や支部などで複数事業所分をまとめて請求する場合。または、同一敷地内の複数事業所分を担当者がまとめて請求する場合。または、障害者総合支援と介護給付費の請求を行っている場合。など

②第三者 ……民間の請求事務代行者などが、事業所に代わり請求する場合。など(ISDN回線による請求を除く)

※ 障害者総合支援の請求で既に代理人を利用中であれば、介護事業所を追加することができる。

介護電子請求ヘルプデスク

電話: 03-3985-3277

050-3388-7065

介護伝送ソフトヘルプデスク

電話: 03-5391-5622

(国保中央会伝送ソフトの場合)

事前準備

- ・インターネット請求を行うための環境等の整備・マニュアルの取得 (代理人にて)
- ・「介護給付費等の請求及び受領に関する届」の入手・返送 (事業所にて)
- ・「電子請求登録結果に関するお知らせ」(ID・パスワード)を受領 (事業所から代理人へ受渡し)

代理人情報の届出(「代理人申請電子請求をはじめる前に」を参照して操作する)

- ・代理人申請電子請求受付システムにて代理人申請を行う
- ・ダウンロードした申請書類に登記簿謄本・印鑑証明等を添付し連合会へ郵送する

代理人申請の承認

- ・連合会にて申請書類等の受領・内容確認後、代理人として承認
- ・承認されると、「代理人登録結果に関するお知らせ通知」(ID・パスワード)がメールで送信されるので確認する
- ・代理人申請電子請求受付システムにログインし、お知らせ一覧を確認、証明書発行用パスワードを入手する

「電子証明書」の発行申請

「電子証明書」の取得

※介護給付費等インターネット請求までの流れ(簡易版)と同じ

(代理人申請電子請求受付システムにて行う)導入マニュアルを参照

※電子証明書発行手数料を「振込」にした場合は、入金確認されるまで証明書は発行されない

インターネット請求の開始

※ 連合会＝栃木県国保連合会

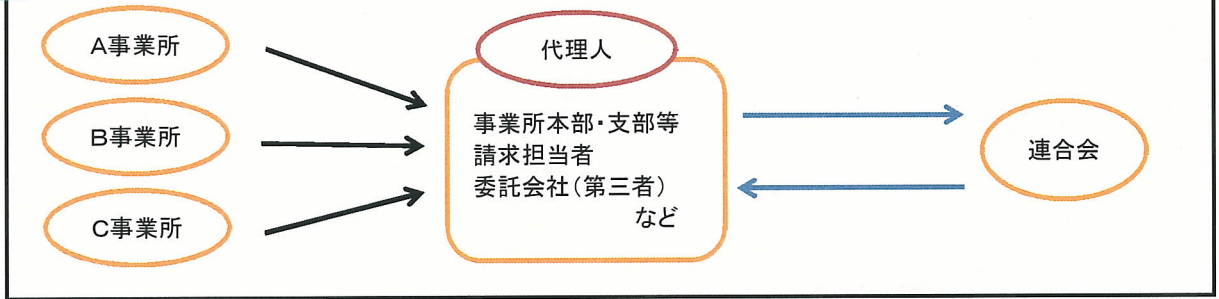
一度発行した電子証明書の利用の有無にかかわらず、証明書発行手数料は返金できませんので、**事業所個別**に証明書を発行するのか、**代理人**として証明書を発行するのか注意し、取得してください。

有効期間: 3年間

・介護・障害共通証明書 13,900円

・介護保険証明書 13,200円

例1



例2

